様式第５号

事務事業評価表（補助金等）

評価対象年度	平成 24 年度
１次評価日（主幹等）	25 年 3 月 29 日
２次評価日（課長等）	25 年 5 月 31 日

１ 事業名	介護保険事務費関係負担金			コード	63203
２ 担当部課	部等	健康福祉部	課等	介護福祉課	作成者 浜　弥生

３ 事業概要	目的体系	基本目標	ともに支えあい、健やかに暮らせるまち	
		政　策	福祉の充実	施　策 高齢者福祉の推進
		事務事業	介護保険事務	
	予算科目		介護保険事務事業費	業務委託 なし（直営）
	実施義務		なし（選択的事業）	国県補助 なし
	根拠法令			

●事業の内容（DO）

４ 補助等の目的

＊誰のために、どのような状態にしたいのか

① 受益者	長野県国民健康保険団体連合会
② 最終的な意図	特別徴収情報経由業務の執行に要する費用に充てるため、県下市町村が負担金を支出する。

５ 補助等の内容

＊補助金、負担金、交付金の具体的な内容

① 性質	負担金	④ 方法	一定の単価による補助
補助金の種別	義務的補助	金額・比率	介護保険第１号被保険者数×単価
② 根拠	その他	⑤ 負担割合	国　県　市 100%
③ 対象	国、県、市町村	⑥ 期間	平成20 年度 ～ 年度

⑦ 制度の内容	長野県国民健康保険団体連合会が行う特別徴収情報経由業務の執行に要する費用に充てるため、県下市町村が負担金を支出する。
⑧ 積算方法	介護保険第１号被保険者数に、負担金単価一人あたり９円４７銭を乗じて得た額
⑨ 期待される効果	特別徴収情報経由業務の効率化と公平な負担
⑩ 前年度の課題への対応	長野県国民健康保険団体連合会が行う特別徴収情報経由業務業務規則によるため特に記載すべき事項はない。

６ 補助等の実績

区　分		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）
① 件数（件）					
見積件数		1	1	1	1
実際の支出件数		1	1	1	
執行率		100.0%	100.0%	100.0%	
② 金額（円）					
予算額		149,000	149,000	155,000	158,000
財源内訳	一般財源	149,000	149,000	155,000	158,000
	特定財源	0	0	0	0
＊特定財源（負担割合）の説明					
実際の支出金額		140,411	140,762	142,788	
予算執行率		94.2%	94.5%	92.1%	
支出額の前年度比			100.2%	101.4%	

③ 24年度の交付先

長野県国民健康保険団体連合会

●事業の評価（CHECK）

7 妥当性評価

＊妥当性＝行政がこの事業を行う必要性はあるか。　　妥当性（１次判定）

評価項目	はい	いいえ	
① 現時点で、税金を投入して積極的に関与するべき重要な分野である。	1		5
② 補助等の効果は広く市民に還元され、特定団体の既得権益にはなっていない。	1		5
③ 全ての対象者に交付している。	1		
④ 補助等の基準を明確に定め、市民に周知している。	1		
⑤ 社会情勢の変化や市民ニーズを把握し、補助等の内容に反映している。	1		

⑥～⑩は、補助金の対象が特定の団体に限定される場合に回答　　妥当性（２次判定）　高い

⑥ 補助対象団体では構成員に会費負担を求めており、自主財源を確保している。	1		5
⑦ 補助対象団体の会計において、市の補助額を上回る繰越額は生じていない。	1		10
⑧ 補助対象団体の事務局は独立しており、市は事務的な支援を行っていない。	1		
⑨ 補助対象団体の事業実績、決算状況を把握している。	1		
⑩ 補助対象団体が補助金を目的どおり使用したか、使途を検証している。	1		

8 有効性評価

＊有効性＝成果指標（項目7／住民の満足度）が向上しているか。　　有効性　高い

評価項目	はい	いいえ
① この補助金等が属する施策において、この補助金等の優先度が高い。	1	
② 補助等の目的が未達成で、今後も継続することで成果が向上する余地がある。	1	
③ 他の方法と比べて、現金を直接給付する方法が最も効果的で低コストである。	1	
④ 補助団体等において、市が補助等を行った目的が達成された。	1	
⑤ この事業の利用者が増加した。　補助・交付件数　前年度比　100.0%	1	

●改善の内容（ACTION）

9 具体的な課題と改善

課題	（補助等の制度を有効に活用する上で、現在課題になっていること） 長野県国民健康保険団体連合会特別徴収情報経由業務規則によるため、特に記載すべき事項はない。
改善方法	（上記の課題をふまえて25年度以降に実施する、具体的な改善の内容） 長野県国民健康保険団体連合会特別徴収情報経由業務規則によるため、特に記載すべき事項はない。
改善開始時期	

●次年度の計画（PLAN）

10 次年度の方針	継続して実施	11 施策評価による25年度の優先度 *H23年度施策評価表より転記すること	B